

平成27年度

商業・サービス競争力強化連携支援事業
(新連携支援事業)

公募要領(二次)

(受付期間)

平成27年6月9日(火)～平成27年7月24日(金)(17時必着)

10:00～12:00、13:30～17:00/月曜～金曜(祝日を除く)

- ・郵送の場合は、受付最終日の17:00までに必着のこと。
- ・事前相談等は、各経済産業局(沖縄県の場合は、内閣府沖縄総合事務局)にて随時受け付けます。

(受付先及び問合せ先)

各経済産業局(沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局)

- ・詳細はP34を参照してください。
- ・中小企業庁ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/>)からダウンロードできます。

(ご注意)

※本事業の応募対象となる事業計画は、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。)」に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた事業計画に基づいて実施されるものが対象となります(詳細は、目次の枠内を参照ください)。

平成27年6月

経済産業省

(目 次)

I. 商業・サービス競争力強化連携支援事業について

1. 制度の目的	4
2. 補助対象者	5
3. 補助対象事業	6
4. 補助対象経費	9
(1) 経費区分毎の経費内容の説明	
(2) 補助対象経費全般にわたる留意事項	
5. 補助事業期間と補助率	15
6. 応募手続の概要	16
(1) 応募受付先及び問い合わせ先 (2) 受付期間 (3) 申請書類	
(4) 審査方法・基準 (5) 審査結果の通知 (6) 採択案件の公表 (7) その他	
7. 補助事業者の義務	17
8. 財産の帰属等	19
9. その他	19
(1) 確定検査等 (2) 中間評価に関すること (3) 不正行為、不正使用等への対応	
(4) 経理処理 (5) 個人情報の取り扱い (6) 提案書類の情報共有	
【別表1】審査項目	21
【別表2】中小企業・小規模事業者の定義	22

【参考資料】23

参考1: 中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン

参考2: 産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」又は「グリーゾーン解消制度」

参考3: 商業・サービス競争力強化連携支援事業における労務費の計算に係る実施細則

参考4: 知財総合支援窓口による支援(特許庁事業)

参考5: 中小企業技術革新制度(SBIR)

参考6: 独立行政法人中小企業基盤整備機構(略称: 中小機構)によるサポート

参考7: 「中小企業の会計に関する基本要領」及び「中小企業の会計に関する指針」について

参考8: 経済の好循環実現に向けた政労使の取組について

【提出書類】

1. 提出書類チェックシート32

2. CD-R(DVD-R)への収録時の注意事項33

II. 受付先及び問い合わせ先34

中小企業新事業活動促進法第11条第1項に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けるための法認定申請(変更認定申請を含む。以下同じ)は、随時受け付けています。

ただし、本事業に応募するための法認定申請受付の締切は、平成27年7月24日(金)(本事業の受付の締切日と同じ)とします。

申請先は、以下のとおりです。

- ・法認定申請：連携体の代表の主たる事務所の所在地を所轄する経済産業局
- ・本事業への応募：申請者の主たる事務所の所在地を所轄する経済産業局

なお、審査の結果、法認定されなかった場合は、本事業の応募に対する採択も行われません。

法認定申請を行う場合は、できるだけ早めに担当経済産業局等にご相談ください。法認定計画に係る申請書の作成については、必要に応じ、独立行政法人中小企業基盤整備機構に取り次ぎます。詳細は、P. 24の「参考6. 独立行政法人中小企業基盤整備機構によるサポート」をご参照ください。

※法認定申請の詳細については、下記のホームページをご参照ください。

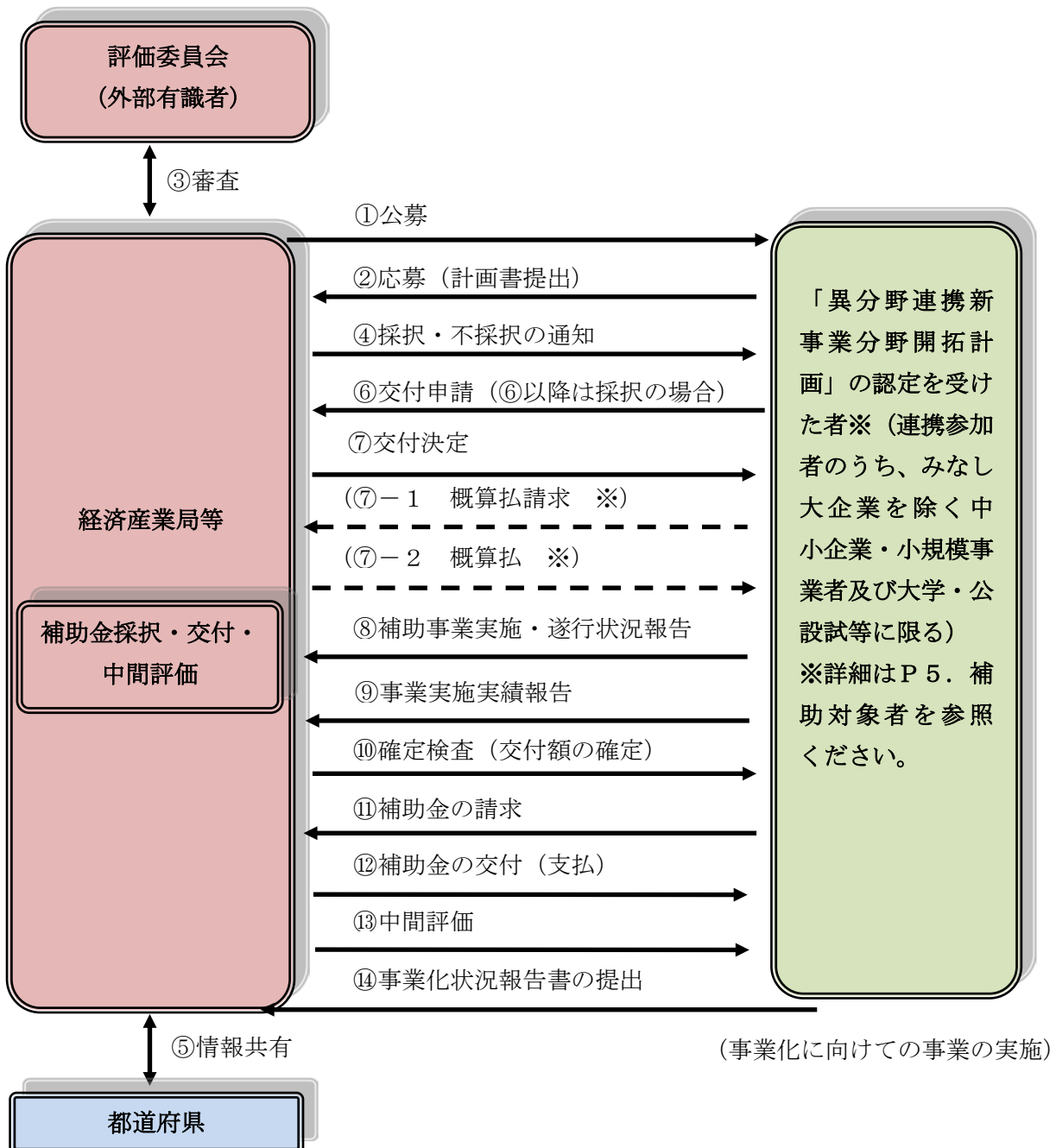
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/index.html>

I. 商業・サービス競争力強化連携支援事業について

1. 制度の目的

本事業は、中小企業・小規模事業者が、産学官で連携し、また異業種分野の事業者との連携を通じて行う新しいサービスモデルの開発等のうち、地域経済を支えるサービス産業の競争力強化に資すると認められる取組について支援します。

＜商業・サービス競争力強化連携支援事業の仕組み＞



※補助金の概算払いについては、「9. その他」(P. 19)を参照してください。

2. 補助対象者

本事業の対象者は、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たす者であることとします。

(1) 中小企業新事業活動促進法第11条第1項に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた者(連携参加者のうち、中小企業・小規模事業者及び大学・公設試等に限る。)であることとします。ただし、連携体の代表者以外の者が申請する場合は、代表者が補助事業の実施に関し同意していることを証する書面が必要です。

ただし、以下のいずれかに該当する認定事業者(以下「みなし大企業」という。)は、補助対象者から除きます。

- 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(※1)が所有している者
- 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

(※1)大企業

- 中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当するものについては、大企業として取り扱わないものとします。
 - 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(2) 「商業・サービス競争力強化連携支援事業補助金の交付を受ける者として不適当な者」として、次の①から④のいずれにも該当しない者であること。

- ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3. 補助対象事業

補助対象者が、中小企業新事業活動促進法第11条第1項に基づいて認定された異分野連携新事業分野開拓計画(以下「認定事業計画」という。)に従って行う事業であって、産学官で連携(●1)して行う新しいサービスモデルの開発等(●2)のうち、次の(1)又は(2)のいずれかを満たしている事業が対象となります。

(1)「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」(平成27年1月)に沿って行う新しいサービスモデルの開発であること。

➤ 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」(平成27年1月)

<http://www.meti.go.jp/press/2014/02/20150204001/20150204001.html>

(2)産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」又は「グリーゾーン解消制度」を活用し、主務大臣により新事業活動の一部若しくは全部の実施が可能である旨の通知を受けていること(ただし、平成27年7月17日(金)までに、主務大臣へ同法に基づく申請を行っていること)。

➤ 「企業実証特例制度」、「グリーゾーン解消制度」

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/

(●1)産学官連携について

「産学(大学等※2)」又は「産官(公設試等※2)」の連携でも可とします。学・官については、両者が必ずしも連携体として入る必要はありませんが、認定事業計画の中に具体的な名称や役割分担等の取組が確認できる必要があります。

※2大学・公設試等

- 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する大学をいいます。
- 国公立高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、国及び地方公共団体の試験研究機関等、公益社団法人、公益財団法人、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、TLO、第三セクター(地方公共団体が出資又は出えんを行っている民法法人及び会社法法人[総務省:第三セクターに関する指針(平成20年8月20日)]のことをいいます。
- 以下のいずれも満たす一般社団法人、一般財団法人は、公設試等に含みます。
 - ①役員(理事・評議員等)に大学の役員、教職員や前記の公設試等の役員、職員及び地方公務員が複数含まれること又は地方公共団体からの資本金を受けていること。
 - ②定款等に産業または技術等の振興に資する目的や事業を定めていること。
- また、地方自治体も含むこととしますが、地方自治体が当該事業の一部に補助金を交付するのみでは連携と見なされません。

(●2)新しいサービスモデルの開発等について

本事業の1年度目において研究開発を実施する事業であること。研究開発を行わず販路開拓のみを行う事業は、補助対象となりません。

(補助対象事業における留意事項)

- (1) 本事業に応募する事業計画が法認定事業計画の期間に包含されている必要があります。
- (2) 本事業以外の他の補助事業で着手している事業は対象になりません。ただし、認定事業計画の中で明確に事業を切り分けることができる場合であって、当該部分について補助事業を活用していないものは対象となります。
- (3) 代表者又は他の連携参加者(みなし大企業を除く中小企業・小規模事業者及び大学・公設試等に限る。)が応募することが可能です。ただし、連携体の代表者以外の者が申請する場合は、代表者が補助事業の実施に関し同意していることを証する書面が必要です。

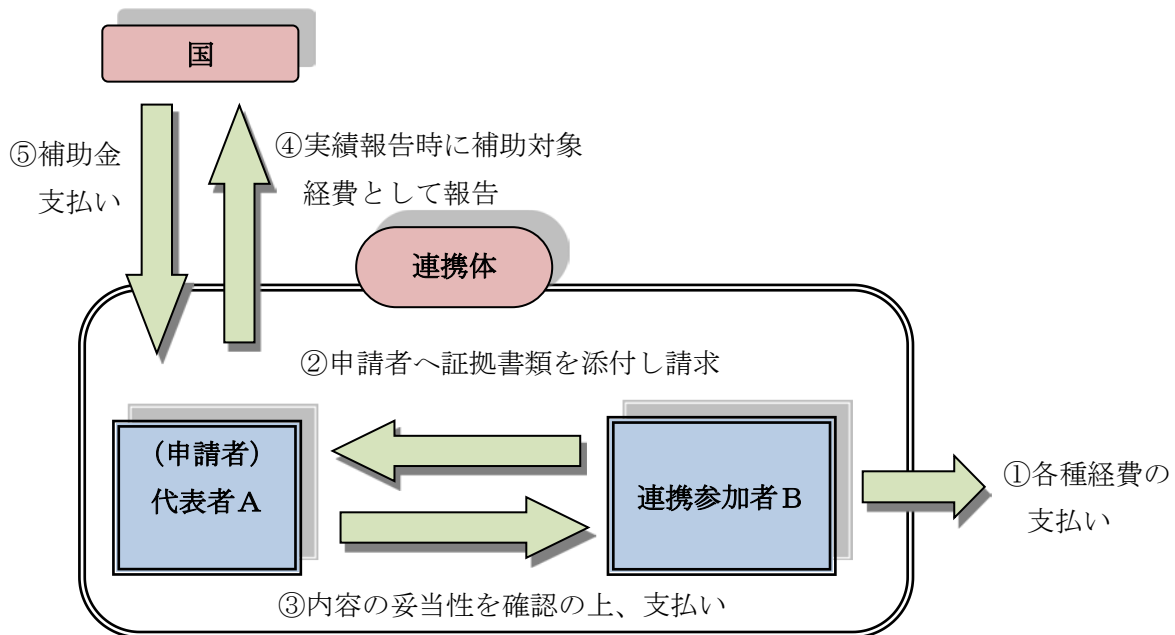
【例1:代表者が補助金を申請する場合】

代表者が行う事業に限らず、他の連携参加者(中小企業・小規模事業者及び大学・公設試等に限る。)が行う事業についても、代表者が行う事業として補助対象とすることができます。

連携参加者Bが補助事業に係る機械装置等を使用する場合、代表者Aが購入のための契約、支払いを行い、連携参加者Bに貸与することが望ましいです。しかし、連携参加者Bが契約、支払いを行わざるを得ない場合でも、購入した証拠書類(見積書、請求書、納品書等)を添付し、代表者Aに対し請求を行えば、この請求をもって代表者Aが支出する経費として補助対象とすることができます。ただし、この機械装置等は代表者Aの所有物として固定資産台帳に記載し、代表者Aが管理する必要があります。

なお、機械装置等に係る経費の一部を連携参加者Bが負担する場合、代表者Aと連携参加者Bの間における契約等により、経費の負担内容(分担割合等)が定められている必要があります。

また、連携参加者Bの負担について、「様式2 補助事業計画書(4)経費明細表②資金調達内訳のその他」に記載してください。



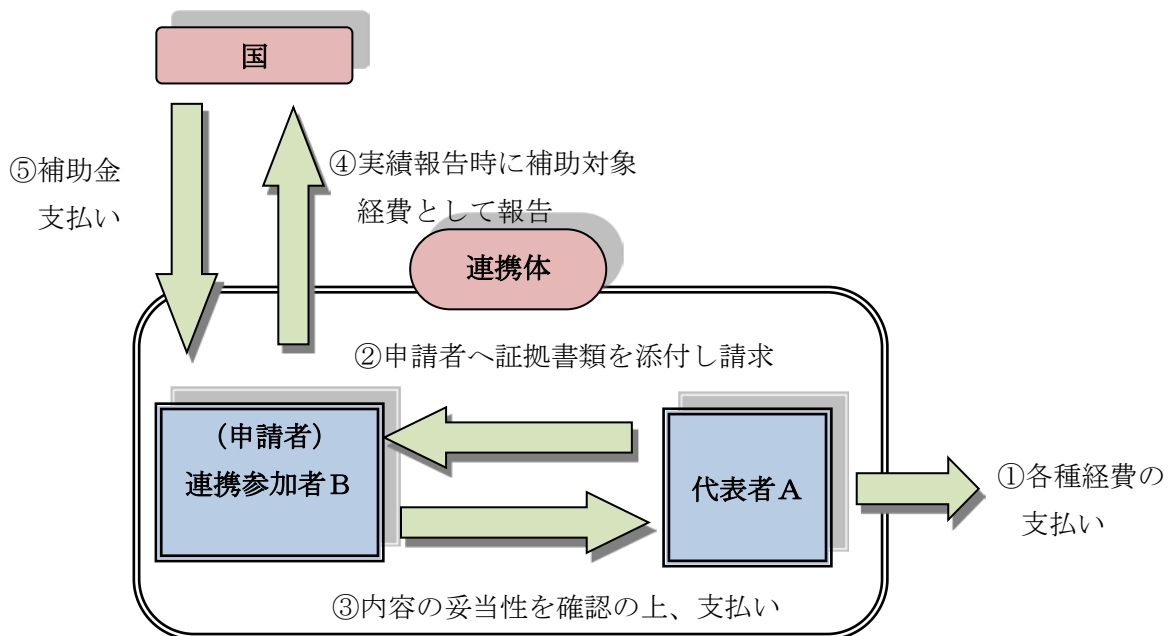
【例2:代表者以外の連携参加者(みなし大企業を除く中小企業・小規模事業者及び大学・公設試等に限る。)が補助金を申請する場合】

代表者以外に、他の連携参加者が応募することも可能です。ただし、連携体の代表者以外の者が申請する場合は、代表者が補助事業の実施に関し同意していることを証する書面が必要です。

また、代表者Aが補助事業に係る機械装置等を使用する場合、連携参加者Bが購入のための契約、支払いを行い、代表者Aに貸与することが望ましいです。しかし、代表者Aが契約、支払いを行わざるを得ない場合でも、購入した証拠書類(見積書、請求書、納品書等)を添付し、連携参加者Bに対し請求を行えば、この請求をもって連携参加者Bが支出する経費として補助対象とすることが出来ます。ただし、この機械装置等は連携参加者Bの所有物として固定資産台帳に記載し、連携参加者Bが管理する必要があります。

なお、機械装置等に係る経費の一部を代表者Aが負担する場合、代表者Aと連携参加者Bの間における契約等により、経費の負担内容(分担割合等)が定められていることが必要です。

また、代表者の負担について、「様式2 補助事業計画書(4)経費明細表②資金調達内訳その他」に記載してください。



4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、この事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって支払った金額等が確認できるものです。具体的には、次の表に掲げる経費です。

経費区分	経費内容
労務費	①研究員費
事業費	②謝金 ③旅費・交通費 ④会議費 ⑤借損料 ⑥知的財産権関連経費 ⑦雑役務費 ⑧マーケティング調査費 イ. 展示会等事業費 ロ. 市場等調査費 ハ. 広報費 ⑨備品・消耗品費 ⑩機械装置等費 イ. 機械装置費 ロ. 保守・改造修理費 ⑪外注費
委託費	⑫委託費

(1) 経費区分毎の経費内容の説明

【労務費】

①研究員費

本事業における研究開発に直接従事した者の労務費(原則として本給、賞与、諸手当を含む。)

<注意事項>

- 労務費単価は、原則、健保等級ルールに基づいて算定することとします。
- 労務費は、事業に直接従事する者(補助事業者または連携体事業者と直接雇用関係にある者に限る)の労務費のうち、当該補助事業計画で行う研究開発に従事した時間のみが対象となります。
- 事業主や法人の役員であっても、直接研究開発に従事するのであれば計上は可能です。

【事業費】

②謝金

外部から事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に支払われる経費

<注意事項>

- 連携参加者を専門家等として支出の対象にすることはできません。

- 支払単価の根拠が補助事業者(補助金の交付の決定を受けた者をいう。以下同じ。)が定める規程等により明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。

③旅費・交通費

事業を遂行するために特に必要とした旅費、滞在費及び交通費(専門家等に支払われる旅費・交通費も含む。)

<注意事項>

- 補助対象となるものは、補助事業者が定める旅費規程等により最も経済的及び合理的な経路により算出されたものとなります。
- 旅費規程等に定める場合であってもグリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象となりません。
- 補助事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分等の方式により補助対象経費と補助対象外経費に区分してください。

④会議費

事業の遂行に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための会議開催、運営に要した会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費

⑤借損料

事業の遂行に必要な機器・設備類のリース料、レンタル料として支払われる経費

<注意事項>

- 借用(リース)において、補助対象となるものは、借用のための見積書、契約書等が確認できるもので、当該年度の補助事業に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が当該年度を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみとなります。

⑥知的財産権関連経費

事業に係る特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の代行手続費用や翻訳料など知的財産権取得に関連する経費

<注意事項>

- 本事業の成果に係る発明等ではないものは対象になりません。また、補助事業期間内に出願手続きを完了していない場合は、対象になりません。
- 知的財産権の取得に要する経費のうち、以下の経費については補助対象とはなりません。
 - 日本の特許庁に納付される経費(特許出願手数料、審査請求料及び特許料等)
 - 拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費
- 他の制度により知的財産権の取得について支援を受けている場合は、本費目の計上は出来ません。
- 知的財産権関連経費を補助対象とする場合には、補助事業者に権利が帰属することが必要です。
- 弁理士の手続代行費用を補助対象とする場合には、補助事業期間中に契約が締結されているこ

とが必要です。

⑦雑役務費

事業の遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者の賃金、交通費として支払われる経費

<注意事項>

- 作業日報、雇用関係書類等の作成が必要となります。
- 臨時的雇い入れと見なされない場合は補助対象となりません。

⑧マーケティング調査費

イ. 展示会等事業費

事業の成果を発表するための展示会開催あるいは出展に係る経費

ロ. 市場等調査費

事業の遂行に必要なユーザーニーズ調査等を行うための経費及び調査員等に対して支払われる経費

ハ. 広報費

事業の遂行に必要なパンフレット・ポスター等の作成、広告媒体等を活用するために支払われる経費

<注意事項>

- 展示会出展については、出展の申込みが補助事業期間以前であっても対象となります。ただし、請求書の発行日または出展料等の支払日補助事業期間中である必要があります。
- 「通訳料・翻訳料」及び展示会等出展に必要な「保険料」や「運搬費」も補助対象となります。
- 調査の実施に伴う記念品代、謝礼等は補助対象となりません。
- 広報費は、事業計画における試作品や新サービス等の広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は、補助対象となりません。

⑨備品・消耗品費

事業の遂行に必要な原材料、部品、消耗品等の購入に要する経費

<注意事項>

- 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象となりません。
- 原材料や消耗品費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿(任意様式)を作成し、その受払いを明確にするとともに、試作・開発等の途上において発生した仕損じ品やテストピース等を保管(保管が困難なものは写真撮影による代用も可)しておく必要があります。
- 消耗品は耐用年数1年未満または取得価格が10万円(税抜き)未満のもの、備品は耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円(税抜き)以上のものとなります。ただし、消耗品であっても組み合わせて使用し、取得金額の合計が10万以上(税抜き)となる機械装置は、機械装置費で計上する必要があります。

⑩機械装置等費

イ. 機械装置費

事業の遂行に必要な機械装置、その他機械装置に付随する備品の製作、購入に要した経費

ロ. 保守・改造修理費

機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合)、修繕(主として原状回復する場合)を必要とした場合における労務費、材料費、旅費・交通費、消耗品費。

<注意事項>

- 補助事業で取得する機械装置等は、当該年度の補助事業を実施するにあたって必要な機械装置等が補助対象となります。
- 保守・改造修理費は、本事業で専ら使用する機械装置等の保守、改造及び修繕のみに限りません。

⑪外注費

事業の遂行に必要な分析等の業務の一部を外注するために支払われる経費

<注意事項>

- 外注先が機器設備等を購入する費用は補助対象外となります。
- 連携体外部への外注については、各年度において、⑫委託費と合わせて補助対象経費総額の2分の1を上限とします。

【委託費】

⑫委託費

事業の遂行に必要な調査等の業務の一部を外部へ委託するために支払われる経費

<注意事項>

- 委託内容、金額等が明記された委託契約を締結し、委託する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。
- 当該委託契約に基づき、委託費を計上する者が委託先に対して、当該委託内容の成果、経理処理状況を確認した上で、委託金額を確定します。
- 委託費として計上できるのは補助対象経費のうち、機械装置等費、知的財産権関連経費を除く経費に限ります。
- 連携体外部との委託契約については、各年度において、事業費⑩外注費と合わせて補助対象経費総額の2分の1を上限とします。

(2) 補助対象経費全般にわたる留意事項

- ① 補助事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したものと明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって支払った金額等が確認できるもののみとなります。
- ② 連携体内での取引にかかる費用を補助対象経費に含める場合には、利益排除を行う必要があります。

従って通常の取引価格以下であることが必要です。また、自社調達を行う場合には、製造原価等とします。

③ 補助事業における発注先(委託先)の選定にあたっては、1件あたり概ね10万円以上を要するものについては、原則として2社以上から見積をとることが必要となります。ただし、発注(委託)する事業内容の性質上、見積をとることが困難な場合は、該当する企業を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

④ 中古品の購入は、原則として、価格設定の妥当性が明確でない場合は補助対象となりません。

⑤ テスト販売(※)については、以下の要件をすべて満たす場合に補助対象とします。ただし、試験的なサービスや試作品を提供・販売する場合に限定します。

なお、テスト販売の実施に伴う収入が発生した場合には、当該収入を補助事業に係る経費から差し引いて算出します。

※テスト販売

事業計画に基づき開発等を行った試験的なサービスや試作品を、補助事業者が、自ら又は第3者へ委託することにより、限定された期間などで不特定多数の人に対して試験的に提供・販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析することで、試験的なサービスや試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための事業をいいます。

例:展示会等のブースでの試作品提供や、自ら企画するモデルツアーの実施 など

(補助対象の要件)

- テスト販売を同一の場所及び同一の趣旨で複数回行う場合は、提供条件や効果測定方法が異なるなど区別できる必要があります。(試験的なサービスや試作品の改良、販売予定価格の改定をした場合を除く。)
- テスト販売品には、「テスト販売」などと通常の販売商品とテスト販売品とが区別できるよう、テスト販売品である旨を明記することが可能なもの。
- 消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証することができるもの。

⑥以下の経費は補助対象となりません。

- ・交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・電話代、インターネット利用料等の通信費
- ・販売(⑤のテスト販売を除く)を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ・商品券等の金券
- ・名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌・新聞購読料、団体等の会費
- ・茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ・不動産の購入費、車両購入費・修理費・車検費用
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・金融機関などへの振込手数料(発注先が負担する場合を除く。)

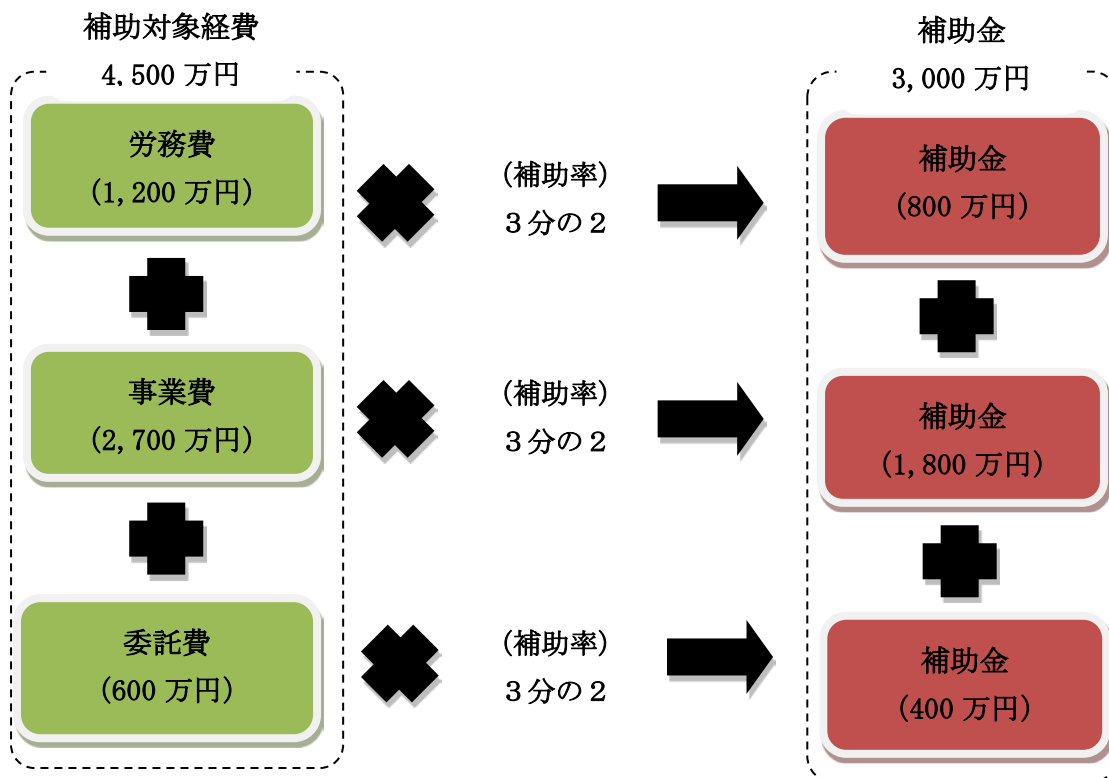
- ・公租公課(消費税を含む、旅費にかかる出入国税を除く。)
- ・各種保険料(旅費にかかる航空保険料、展示会等出展に係るものを除く。)
- ・借入金など支払い利息及び遅延損害金
- ・補助金申請書類、交付申請書等の書類作成に係る費用
- ・EUのVAT(付加価値税)等の還付制度が適用され、実際に還付された金額(補助事業終了後に還付された金額を含む)及び還付手続きに係る委託費や手数料
- ・上記の他、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

5. 補助事業期間と補助率

補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助限度額	補助事業あたり 初年度3,000万円以下
補助事業期間	2年度
交付決定下限額	各年度毎に100万円

補助金の額は、経費区分毎の補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額となります。ただし、補助限度額が上限となります。

【算出例】



- 事業計画に基づき、連続する2年度にわたり補助金の交付対象とすることを予定しています。
- ただし、次年度の補助を保証するものではありません。また、採択された場合であっても、予算の都合等により補助金額が減額される場合があります。
- 補助金の交付申請及び交付決定は単年度ごとに行い、年度の後半に外部有識者で構成される中間評価委員会で実施状況等の中間評価を行います。評価の結果によっては、次年度の補助事業の縮小や交付を受けられない場合もありますのでご注意ください。
- 本事業における2年度目は、原則として初年度の補助金交付決定額と同額を上限として補助金の交付申請を行うことができます。

6. 応募手続の概要

(1) 応募受付先及び問い合わせ先

申請者の主たる事業所の所在地を所轄する経済産業局

※法認定申請先と、本事業への応募先が異なる場合がありますのでご注意ください(P3 目次枠内参照)。

(2) 受付期間

平成27年6月9日(火)～平成27年7月24日(金)

10:00～12:00、13:30～17:00/月曜～金曜(祝日を除く)

※郵送の場合は、受付最終日の17:00までに必着のこと

(3) 申請書類

以下の申請書類を所轄の経済産業局担当課あて提出してください。

なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

また、申請書類等の返却は致しません。郵送での提出の場合は、封筒に朱書きで「商業・サービス競争力強化連携支援事業申請書在中」と記入してください。

	申請書類	部数
1	様式1 (商業・サービス競争力強化連携支援事業計画書)	正本1、副本1
2	様式2 (補助事業計画書) 様式2-別紙1(経費明細内訳) 様式2-別紙2(該当する場合のみ) ※様式2-別紙2の添付書類は別紙2に続けて添付のこと	2
3	決算書(直近2年間の貸借対照表、損益計算書) ※申請者以外の連携参加者が行う事業に係る経費を申請する場合には、当該連携参加者の分も含む ※決算書がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類	1
4	定款若しくは登記事項証明書(提出日より3ヶ月以内に発行されたもの)の写し ※申請者以外の連携参加者が行う事業に係る経費を申請する場合には、当該連携参加者の分も含む ※定款は定款認証を受けた現行定款 ※定款がない場合はパンフレット等組織概要がわかるもので代用可	1
5	連携体代表者以外の者が申請する場合は、代表者が補助事業の実施に関し同意していることを証する書面	1
6	補助対象事業3.(2)(企業実証特例制度又はグリーゾーン解消制度の活用)に該当する場合は、主務大臣による通知の写し	1
7	上記1～5の電子ファイルを格納したCD-R又はDVD-R ※ファイル名などはP33を参照	1

<注意事項>

- 補足資料として添付書類を付すことは可能ですが、添付書類は必要なものに限ってください。
- 用紙サイズは原則としてA4で統一し、左側に縦2穴で穴を開け、左上1カ所でクリップ留め(ホッチキス

留め不可)してください。

(4) 審査方法・基準

外部有識者の採択審査委員会において、別表2に定める審査項目に基づいて審査を行います。なお、審査委員会は非公開で行われ、審査は、本事業の提出書類及び法認定に係る書類に基づいて行われますので、不備がないよう十分注意してください。

(5) 審査結果の通知

採択案件(補助対象予定者)の決定後、速やかに採択・不採択の結果を経済産業局から通知します。採択決定通知書の送付後に交付申請の意思確認を行った上で、別途、補助金の交付に係る申請手続きを行っていただきます。

(6) 採択案件の公表

採択案件については、原則として、補助事業者名、事業テーマ、事業概要をホームページ等で公表します。

審査の経過や採択されなかった理由等の審査内容に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

(7) その他

- 同一企業が類似内容で本制度以外の国の委託事業や補助事業に併願している場合には、採択時に調整する可能性があります。
- 経済産業省その他の省庁、独立行政法人等による事業において、「過去5年以内に実施済み」又は「現在実施中」もしくは「現在申請中」及び「今後申請予定」のものについては、「様式2(3)」に記載し、それぞれの相違点について説明してください。提案後に類似計画等が発覚した場合には、採択や補助金交付決定等を取り消す場合があります。

7. 補助事業者の義務

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に基づき、交付決定内容及びこれに附した条件、その他法令に基づく処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければなりません。
- (2) 交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に所轄の経済産業局長の承認を得なければなりません。
- (3) 補助事業を行う会計年度の9月30日又は交付決定日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日(以下「遂行状況確認日」という。)までの補助事業の遂行状況について遂行状況報告書を作成し、遂

行状況確認日から90日以内に所轄の経済産業局長に提出しなければなりません。また、所轄の経済産業局長が補助事業の実施状況の報告を求めたときも、遂行状況報告書を提出しなければなりません。

(4) 本事業を完了したとき又は中止並びに廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。

(5) 本事業の実施に基づく発明、考案等に関して、知的財産権の出願又は取得を事業年度又は事業年度の終了後5年以内に行った場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく、知的財産権取得届出書を提出しなければなりません。

(6) 本事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後90日以内に本補助事業に係る事業化等の状況を報告するとともに、本事業に関係する調査に協力をしなければなりません。

(7) 事業化状況の報告から、本事業の成果の事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合には、その収益の一部を納付しなければなりません(納付額は補助金額が限度です。)

(8) 本事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産(単価50万円以上のものに限ります。)については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません(他の用途への使用はできません。)

経済産業大臣が別に定める期間以前に当該財産を処分(補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること、廃棄することをいう。以下、同じ。)する必要があるときは、事前に所轄の経済産業局長の承認を受けなければなりません。

(9) 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は納付しなければなりません(納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。)。ただし、補助事業者が研究開発等の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産(設備に限る。)を転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用)する場合には、事前承認を得ることにより納付義務が免除されます(収益納付は、免除されません。)。

(10) 交付申請に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して申請しなければなりません。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、そのまま申請してください。

なお、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、各経済産業局長に速やかに報告し、指示に従わなければなりません。

(注) 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者及び間接補助事業者が課税事業者(免税事業者及び簡易課税事業者以外)の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補

助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

- (11) 補助対象に係る経費については、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (12) 必要に応じて国が行うこの事業に関する調査(追跡調査)については、正当な理由がある場合を除き、協力しなければなりません。
- (13) 本事業の進捗状況確認のため、所轄の経済産業局等が実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院等による実地検査が行われることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合はこれに従わなければなりません。

8. 財産の帰属等

- 本事業を実施することにより取得した財産及び特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は補助事業者へ帰属します。
- 連携体内において知財の扱いについてあらかじめ約定を交わしておくことを推奨します。

9. その他

(1) 確定検査等

- 事業実施後において、補助金額の適切な確定にあたり、所轄の経済産業局が補助事業者の確定検査を実施します。補助事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- 補助金の支払については、通常は本事業終了後、翌年度4月10日までに実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。特に必要と認められる場合、年度の途中で事業の進捗状況を確認し、代金の支払いが済んでいることを確認した上で、当該部分に係る補助金が支払われる(概算払い)場合もあります。なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- 補助事業終了後、会計検査院による会計検査(実地検査)が行われることがあります。

(2) 中間評価に関すること

- 補助金の交付申請及び交付決定は、単年度毎に行い、年度の後半に外部有識者で構成される中間評価委員会で実施状況等の中間評価を行います。
- 評価の結果によっては、次年度の補助事業の縮小や交付を受けられない場合もありますのでご注意ください。

(3) 不正行為、不正使用等への対応

- 採択後・補助金交付決定後であっても、虚偽の申請であった場合や同一内容の事業による重複受給

等が判明した場合、上記指針等に照らして不正があった場合などは、採択や補助金交付決定を取り消し及び補助金の返還を求める場合があります。

- 補助事業者等が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

(4) 経理処理

- 中小企業者は、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めてください。
- 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(5) 個人情報の取り扱い

- 応募に関連して提供された個人情報については、下記の目的にのみ利用します(ただし、法令等により提供を求められた場合及び(6)提出書類の情報共有の場合を除きます。)

- ・審査及び審査に関する事務連絡、通知等
- ・採択された場合は、交付申請等の事務連絡、説明会の開催案内等に必要な連絡
- ・本事業に関連した成果報告会、フォローアップ調査、アンケート調査等の連絡
- ・公共事業等からの暴力団排除の推進を図るため、警視庁に対して照会を行うことがあります

(6) 提出書類の情報共有

- 提案書類の情報については、都道府県に対して提案書類の写しを送付し、意見照会を行います。

別表1 審査項目

前記補助対象者及び補助対象事業の内容を満たしている提案であり、認定事業計画に記載された事業内容及び事業期間に合致しているものについて、以下の項目を基に評価し、総合的な審査を行います。

審査項目	審査事項
<p>I . 技術面からの審査項目</p>	<p><u>①研究開発対象の新製品、新技術、新サービスの新規性、独創性及び革新性</u> 開発対象の新製品、新技術、新サービスが、新規性、独創性、革新性を有しているか。 ※新規性とは・・・本邦初でなくても、技術の組合せや創意工夫、プロセスの改善なども含む。</p> <p><u>②研究開発目標値の妥当性</u> 研究開発目標値(数値等)が適切な目標(市場の抱えている課題及び要請を踏まえた目標)であるか。</p> <p><u>③目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容</u> 目標達成のための課題が明確で、その解決方法が適切であるか。また、課題を解決するための研究開発の期間と進め方及び体制が適切であるか。 体制については、連携する中小企業、認定申請書に記載された大学や公設試験研究機関等の役割分担が明確になっているか。</p> <p><u>④研究開発の波及効果</u> 研究開発の成果が他の市場や産業へ波及的に影響を及ぼすものであるか。特に、研究開発の成果によって新たな事業への展開の可能性が高く、先進性、波及効果が高く見込まれるものであるか。</p>
<p>II . 事業化面からの審査項目</p>	<p><u>①目標を達成するための経営的基礎力</u> 事業化を達成するための、資金、人材、技術等の経営資源が十分に備わっているか。</p> <p><u>②事業化計画の妥当性</u> (イ)事業化計画が、ユーザーによる評価を含める等、具体的であり、かつ、その内容が妥当であるか。 (ロ)売上見込、想定市場等の根拠が明確であり、かつ見込みを達成できる理由が的確であるか。</p> <p><u>③事業化による経済効果</u> 事業化が達成された場合において、様々な産業に経済効果を及ぼすものであるか。</p>
<p>III . 政策面からの審査項目</p>	<p><u>①サービス生産性の向上との整合性</u> 提案された補助事業計画が、ごく限られた企業等にのみ効果をもたらせるものではなく、サービス生産性の向上の観点から課題等を的確に把握し、新たな解決策となるなど、我が国サービス生産性の向上に資する計画であるか。特に、中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン又は産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」若しくは「グリーゾーン解消制度」で示された取組であるか。</p> <p><u>②中小企業政策との整合性</u> 提案された研究開発が、新連携支援の趣旨に照らしたモデル的な取組であるか。また、国の施策等(「経済の好循環実現に向けた政労使の取組について」に示された賃金上昇に資する取組であるか、中小会計要領又は中小指針に沿った会計処理を行っているか)に資する取組であるか。</p>

別表2 中小企業・小規模事業者の定義

本事業における中小企業とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する者(以下①～⑤)をいいます。小規模事業者は、中小企業基本法第2条第5項に規定する者(以下の②)をいいます。

① 次表に示す事業者

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本の額又は 出資の総額	従業員基準 常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注)常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

② 小規模事業者

常時使用する従業員の数が、20人以下(卸売業、小売業、サービス業にあつては5人以下)の事業者

③ 企業組合

④ 協業組合

⑤ 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、次に掲げるもの

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が上記①から③までに規定する中小企業者であるもの

なお、みなし大企業については、この事業の中小企業・小規模事業者として取扱いません。

※「みなし大企業の定義」

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人
- ・大企業(外国法人含む)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

上記の「大企業」とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、上記の「大企業」として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

【参考資料】

【参考1】中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン

中小企業の約8割を占めるサービス事業者が生産性の向上に取り組む際の参考となるよう、取組の方向性や具体的手法等を紹介しています。

詳細については下記ホームページをご参照ください。

<http://www.meti.go.jp/press/2014/02/20150204001/20150204001.html>

【参考2】産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」又は「グリーゾーン解消制度」

企業の個々の事業内容に即して規制改革を進めていくことを狙いとして創設された制度です。

(企業実証特例制度)

新事業活動を行おうとする事業者による規制の特例措置の提案を受けて、安全性等の確保を条件として、「企業単位」で、規制の特例措置の適用を認める制度です。

(グリーゾーン解消制度)

事業者が、現行の規制の適用範囲が不明確な場合においても、安心して新事業活動を行い得るよう、具体的な事業計画に即して、あらかじめ、規制の適用の有無を確認できる制度です。

両制度の詳細については下記ホームページをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/

【参考3】商業・サービス競争力強化連携支援事業における労務費の計算に係る実施細則(健保等級ルール)

本実施細則は、商業・サービス競争力強化連携支援事業に係る労務費の算出方法について定めたものです。労務費の計算に係る実施細則(健保等級ルール)の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2015/150424mono.pdf>

【参考4】知財総合支援窓口による支援(特許庁事業)

地域の中小企業等の知的財産活用を支援する中核として、全都道府県に「知財総合支援窓口」を設置しています。窓口では、中小企業等が抱えるアイデア段階から権利取得、事業展開までの知的財産に関する悩みや課題を窓口支援担当者がその場で受け付け、ワンストップで支援しています。また、専門的な相談については、全窓口に弁理士及び弁護士を定期的に配置するとともに、専門家が訪問して相談に応じることが可能です。

(相談例)

- 商標出願を検討しているが、何から始めれば良いのか。
- 商品やサービスの開発について、ブランド育成等のコンセプト作りから支援して欲しい。
- 製品化できたものを販売したいが、デザインやライセンス契約のアドバイスをしたい。

など

詳細については下記ホームページをご参照ください。

<http://chizai-portal.jp/>

【参考5】中小企業技術革新制度(SBIR)

本事業は、「中小企業技術革新(SBIR)制度」において、「特定補助金等」の指定を受ける予定です。指定された補助金等の交付を受けた中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることができます。詳細については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq07_sbir.htm

【参考6】独立行政法人中小企業基盤整備機構(略称:中小機構)によるサポート

中小機構は、中小企業施策の総合的な実施機関として、創業、技術力向上、情報化、国際化、人材育成など、各中小企業の課題に合わせた様々な支援を行う独立行政法人です。経営・技術・財務等の専門家の派遣や窓口相談等により、中小企業の課題解決を支援しています。

また、新連携事業支援のため、中小機構では、事業の構想段階から事業化まで一貫した支援を行います。中小機構の全国10カ所の地域本部・事務所にて、無料で相談を受け付けています。相談内容に応じて、ビジネスに精通したプロジェクトマネージャー等が、企業の新商品・新サービスの開発等に対して、事業計画策定のノウハウ提供等を行います。計画認定後は、商品開発等のアドバイスを行うほか、展示会や商談会の開催など、販路開拓の支援も行っています。

<お問い合わせ先> 中小機構地域本部 <http://www.smrj.go.jp/kikou/gaiyou/012105.html>

【参考7】「中小企業の会計に関する基本要領」及び「中小企業の会計に関する指針」について

「中小企業の会計に関する基本要領」は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示したものです。また、「中小企業の会計に関する指針」は、会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理を示したものです。中小企業は「中小企業の会計に関する基本要領」、「中小企業の会計に関する指針」のどちらでも参照することができます。

「中小企業の会計に関する基本要領」の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>

【参考8】経済の好循環実現に向けた政労使の取組について

経済の好循環実現に向けた政労使会議について、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/seirousi/pdf/torikumi.pdf>